

パブリック・コメント等意見検討結果一覧表  
 (次期「岩手県教育振興計画(仮称)」素案についての意見募集)

番号	項目	意見	類似意見 件数(件)	検討結果 (県の考え方)	決定への 反映状況
1	第1章 岩手の教育を めぐる状況	第1章 岩手の教育をめぐる状況の2前計画期間中の成果と課題 について (1)学校教育における成果と課題、(2)社会教育・家庭教育にお ける成果と課題について取り組んだ内容が記載されているが、具 体的な成果や課題がわかりにくい。成果や課題を明確に記載する 必要がある。	5	御意見を踏まえ、一部修正しました。	A(全部反 映)
2	第1章 岩手の教育を めぐる状況	特にも、東日本大震災津波を経た子どもたちの様子や学校現場 の状況があるべきである。この2つの項目の中に東日本大震災津 波に関するまとめが見られない。言及するべきと考える。	5	東日本大震災津波から12年余が経過し、震災を経験した世代が減少して いることから、課題に「いわての復興教育」の取組を推進することを記載し ています。	C(趣旨 同一)
3	第1章 岩手の教育を めぐる状況	また、県立高校における地域社会に根差した学びや魅力化につ いて同様に成果と課題があるべきと考えるが、その点についての 言及がなされるべきである。	5	御意見を踏まえ、「第3章 具体的な施策の内容 ⑦学びの基盤づくり」 に、県立高校における地域社会との協働等、魅力化にかかる現状(成果) と課題を記載しました。	A(全部反 映)
4	第1章 岩手の教育を めぐる状況	国の第4期教育振興基本計画においては、教師のウエルビー ングや教師不足の問題等を大きなキーワードとして掲げておりま すが、この点についての本県の現状認識について記載の必要は無 いでしょうか。	1	教師不足については課題として捉えており、「第3章 具体的な施策の内 容 ⑦学びの基盤づくり」に、「教員採用試験志願者の確保」や「学校にお ける働き方改革」について盛り込んでいます	C(趣旨 同一)

番号	項目	意見	類似意見 件数 (件)	検討結果 (県の考え方)	決定への 反映状況
5	第2章 目標・取組の視点	今回サブタイトルを設定したが、サブタイトルを設定した理由を明確にするべきである。第1章の成果と課題からはサブタイトルの設定理由を見いだせない。	7	現計画を継承することとした「学びと絆で 夢と未来を拓き 社会を創造する人づくり」は地域社会に対する目標であり、「自分らしい生き方の実現に向けた 新たな時代のいわての教育」は個人の学びに対する概念となります。御意見を踏まえ、「第2章 目標・取組の視点」に目標の設定の趣旨について追記しました。	B (一部反映)
6	第2章 目標・取組の視点	「誰一人として取り残さず、県民一人ひとりの個性や能力が発揮され、いきいきと活躍できる岩手の教育」を県のめざす姿とすることが、目標として明確です。 このことは、不登校児童生徒数の増加、いじめの認知件数等、さらには引きこもりや孤立化など、岩手県が抱えている問題に焦点化しているものとする。具体的な取組に、学校や社会の中で安心して過ごすことができる居場所づくりにも言及することができる。と考える。	12	現計画を継承することとした「学びと絆で 夢と未来を拓き 社会を創造する人づくり」は地域社会に対する目標であり、「自分らしい生き方の実現に向けた 新たな時代のいわての教育」は個人の学びに対する概念となります。御意見を踏まえ、「第2章 目標・取組の視点」に目標の設定の趣旨について追記しました。	B (一部反映)
7	第2章 目標・取組の視点	「目指す姿」について、「自分らしく」と学校教育においても、社会教育・家庭教育においても出ているが、「らしさ」は属性にとらわれる言葉の一つとして受け止められかねない。属性にとらわれることのないような表現が必要である。第3章以降の具体的な取り組み項目では、「人権」という言葉が多く用いられており、この点を考慮して、幅広い解釈ができる「ウェルビーイング」とするべきである。「自分らしく」は削除するべきである。	6	個人の「ウェルビーイング」の向上のために、「自分らしくいきいきと学ぶ」「自分らしい生き方」を実現していこうとするものです。昨年12月に閣議決定された「こども大綱」が目指す「こどもまんなか社会」においても「自分らしく、一人一人が思う幸福な生活ができること」「自分らしく社会生活を送ること」などが含まれています。	C (趣旨同一)
8	第2章 目標・取組の視点	「予測困難で変化の激しい社会」と何度も出てくるが、これからの社会のあり方を子どもたちに押し付けている表現となっている。希望ある未来に向けて、岩手県として前向きなメッセージとしての表現が必要と考える。	10	予測困難で変化の激しい時代においても、子どもたちが社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成していくことが「現行学習指導要領」の基本的な考え方です。予測困難で変化が激しい社会が日常になりつつあることから、子どもたちに将来が見えないことを表現するものではなく、これからの子どもたちに対し、そのような社会においても、学校教育が「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育み、受け身ではなく、自分たちが実現したい未来や社会を創造するための生きる力を身に付けることを目標としたものですが、「予測困難」という文言がなくても、主旨は伝わることから、表現は削除しました。	A (全部反映)

番号	項目	意見	類似意見 件数 (件)	検討結果 (県の考え方)	決定への 反映状況
9	第2章 目標・取組の視点	前計画では、学校教育における目指す姿に「地域とともにある学校」という表現があった。まさに岩手県では、学校は地域コミュニティの中心である。このことは岩手の教育の歩みからも明らかである。また、少子高齢化が進む中、特に人口減少地域においては、学校の存在は非常に重要である。前計画同様、「地域とともにある学校」の表記は、来年度からの5年間においても必要不可欠なものである。	6	地域の人々と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」という理念は大変重要です。一方、社会とのつながりの中での学校教育の重要性や学校教育における学びも多様化等を踏まえ、本計画では目指す姿においては場所を示す「学校において」という表記はしませんでした。第3章 具体的な施策の内容 ⑩学校と家庭・地域との協働の推進において、「地域とともにある学校づくり」と「学校を核とした地域づくり」の両面から、学校・家庭・地域が連携・協働し、子どもの学びや育ちを支える持続的な取組が展開されていくよう取り組んでいくこととしています。	C (趣旨同一)
10	第2章 目標・取組の視点	前計画の「地域とともにある学校」という文言は、岩手県が目指す姿としてふさわしいと考える。地域の子どもの地域全体として、ともに生きるという視点こそ大切にされるべきである。	11	地域の人々と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」という理念は大変重要です。一方、社会とのつながりの中での学校教育の重要性や学校教育における学びも多様化等を踏まえ、本計画では目指す姿においては場所を示す「学校において」という表記はしませんでした。第3章 具体的な施策の内容「⑦学びの基盤づくり」「⑩学校と家庭・地域との協働の推進」において、「地域とともにある学校づくり」と「学校を核とした地域づくり」の両面から、学校・家庭・地域が連携・協働し、子どもの学びや育ちを支える持続的な取組が展開されていくよう取り組んでいくこととしています。	C (趣旨同一)
11	第2章 目標・取組の視点	取組の視点に「一人ひとりの可能性を伸ばす学びの確保」とあるが、現行の教職員数や教室あたりの児童生徒数では、実現は難しい。教職員の加配を増やして教職員一人当たりの持ち授業数を削減したり、一学級内の児童生徒数を削減して子どもたち一人ひとりが活躍できる場を設けたりするなど、豊かな学びを実現させるための具体的な方策を示してほしい。	5	県教育委員会では、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に基づき、学校の実情等を考慮し教職員を配置しています。業務量に見合う人的配置については、国の抜本的な定数改善が必要であるため、国に対して、今後も引き続き、新たな教職員定数改善計画の早期策定や加配教員の増員を要望していきます。	C (趣旨同一)

番号	項目	意見	類似意見 件数 (件)	検討結果 (県の考え方)	決定への 反映状況
12	第2章 目標・取組の視点	国の「今後の教育政策に関する基本的な方針」の中に「②誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進」とあるが、実現に向けてインクルーシブ教育を推進するのが実現への近道だと考える。もっとインクルーシブ教育を前面に出してほしい。	4	<p>共生社会に向けたインクルーシブ教育システムの構築に当たっては、障がいのある子どもとない子どもが、できる限り同じ場で共に学ぶことを目指すものでありますが、それぞれの子どもが、授業内容がわかり、学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていくことが大切であると捉えています。</p> <p>そのためにも、障がいのある子どもの自立や社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高めるため、最も確に指導できる場で、適切な指導と必要な支援を行っていくことが基本的な考え方となります。</p> <p>今後も、インクルーシブ教育システム構築の考え方についての理解を図りながら、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、学校教育分野における取組を進めていきたいと考えています。</p> <p>県としてのインクルーシブ教育の推進について、「第3章 具体的な施策の内容 ⑤共に学び、共に育つ特別支援教育の推進」に「インクルーシブ教育の視点を踏まえた教育環境の整備」を追記しました。</p>	B (一部反映)
13	第2章 目標・取組の視点	人づくりのスタートとして、学校教育の前に「幼児教育」を位置づける必要はないでしょうか。	1	<p>乳幼児期に育まれる資質・能力がその後の土台となるため、乳幼児期の教育が重要であると認識しています。幼児期の教育は、教育基本法及び学校教育法にも位置付けられているため、目標については学校教育の項に溶け込ませているものです。また、第3章に示される具体的な施策の内容においては、幼児期の教育について「確かな学力の育成」に位置付けています。これは、国の教育振興基本計画(令和6年6月閣議決定)と同様の位置付けです。</p>	D (参考)
14	第2章 目標・取組の視点	・【社会教育・家庭教育】の中に、子育て支援や家庭教育という形で盛り込まれ、幼児期についてはこの分野に括られているのかもしれませんが、「幼児期のことは家庭教育で」だけでなく、学校、家庭を問わず、人の育ちをつなげていく、重ねていく視点が必要であると思います。一人の人間が、育ちの積み木を丁寧に重ねていった先に、「岩手県教育振興計画」の基本目標「学びと絆で、夢と未来を拓き 社会を創造する人づくり」があるように思います。	1	<p>御意見のとおり、「幼児期のことは家庭教育で」だけではなく、地域社会全体で育むという趣旨で本素案にも記載しており、引き続き、幼児期を含めた子育てや家庭教育を支える環境づくりの推進、保護者等を支援する取組を進めて参ります。</p>	D (参考)
15	第2章 目標・取組の視点	課題1:目指す姿の説明が具体性を欠いている 教職員一人ひとりが教育への熱意を持つなど概念レベルで表現されている 課題2:取組の方向性が十分にカバーしていない 教育資源や財源を含めた制度的支援策が触れられていない 目指す姿と取組をもう少し具体的・総合的に描写すべきだと思います。	1	<p>現計画策定時の議論を踏まえ、本計画においては指標を設定せず、いわて県民計画(2019～2028)の各種指標を参考に進捗状況を図り、政策評価と予算編成等との連携により、施策を実施することとしています。</p>	D (参考)

番号	項目	意見	類似意見 件数 (件)	検討結果 (県の考え方)	決定への 反映状況
16	第3章 具体的な施策 の内容 1 岩手で、世界で活躍 する人材の育成	専門教科を履修している生徒達は、それぞれが小学科(工業であれば建築や機械、電気や土木など)の目標に沿って学習しており、指導する先生方から仕事の内容などについては指導されるので、ある程度理解していると思われる。企業見学や企業ガイダンスは必要ではあるが、学習している内容より高度な知識や技術を身に付ける事も重要である。その意味で、単なる社会講師を招聘しての「講話」ではなく、実技を伴った「実技講習会」の方に力を入れることが必要ではないか。	1	キャリア教育の充実により、児童生徒の「総合生活力」や「人生設計力」の育成、各分野における専門知識や技術の習得・向上の充実が図られるよう、各学校では「いわてキャリア教育指針」【改訂版】に基づき、発達段階、学校の実情に応じて「キャリア教育全体計画」を作成し、キャリア教育を推進しています。 県としましては引き続き、児童生徒が主体的に進路を選択し、社会人・職業人として自立するための能力を育成するために、各校が行うキャリア教育実践の支援に取り組んで参ります。	C (趣旨 同一)
17	第3章 具体的な施策 の内容 1 岩手で、世界で活躍 する人材の育成	世の中にどのような職業があるのかの知識が少ない児童・生徒に対して、「夢＝就きたい仕事」の意味でキャリア教育が実施されるのでは、児童・生徒の将来の可能性を狭めてしまう。「自らのあり方・生き方を考え」る点に力点を置いて、キャリア教育が実施されていることを、さらに発信して欲しい。その職業観に立って、県内企業をめざすのであれば、児童・生徒にとっても、県内企業にとってもキャリア教育が意義あるものになるのではないか。広く社会に目を向ける視点を児童・生徒に持たせることが、キャリア教育の目的であることを、今後とも明確にして計画をすすめてほしい。	1	キャリア教育の充実により、児童生徒の「総合生活力」や「人生設計力」の育成、各分野における専門知識や技術の習得・向上の充実が図られるよう、各学校では「いわてキャリア教育指針」【改訂版】に基づき、発達段階、学校の実情に応じて「キャリア教育全体計画」を作成し、キャリア教育を推進しています。 県としましては引き続き、児童生徒が主体的に進路を選択し、社会人・職業人として自立するための能力を育成するために、各校が行うキャリア教育実践の支援に取り組んで参ります。	C (趣旨 同一)
18	第3章 具体的な施策 の内容 1 岩手で、世界で活躍 する人材の育成	震災の問題認識において風化を取り上げていますが、それ以外の生徒指導面や家庭環境の懸念等も報告されています。記載の必要は無いでしょうか。	1	本項目は、岩手の未来を担う人材を育成するために、「東日本大震災津波の経験や教訓を踏まえた学び」を推進することについて記述しています。 御意見のあった「生徒指導面や家庭環境の懸念等」については、「第1章 岩手の教育をめぐる状況」において記載しています。	C (趣旨 同一)
19	第3章 具体的な施策 の内容 1 岩手で、世界で活躍 する人材の育成	「ライフデザイン能力」という言葉はあまり使われてこなかったものであると感じる。	1	「ライフデザイン能力の育成」は「いわてキャリア教育指針」【改訂版】の記載に基づいて使用しています。発達段階で培ってきた「総合生活力」と「人生設計力」を基礎に、自分らしい生き方を実現できるように、様々なことを関連付けて総合的に考えられるようになるための取組として記載しています。	C (趣旨 同一)

番号	項目	意見	類似意見 件数 (件)	検討結果 (県の考え方)	決定への 反映状況
20	第3章 具体的な施策 の内容 1 岩手で、世界で活躍 する人材の育成	「【参考】関連する「いわて県民計画(2019～2028)」における主な 指標」のうち、「④ 高卒者の県内就職率」について 「県民計画」の目標値であるため、修正はできないものであるが、 令和6年以降の目標値84.5%という設定は、実現がかなり厳しい。	1	各県立高等学校では、生徒の希望、興味関心、職業的な能力適正等を踏 まえながら、生徒自ら将来の進路について選択・計画がなされるように指 導・援助を行っています。 また、県教育委員会では、児童生徒、保護者、教員の地元企業への理解 を促進するために、インターンシップや企業見学会等の実施に加え、「い わて高校魅力化・ふるさと創生推進事業」において地域産業講座の実施 や技術者による実技指導を受けるなど、各学校が地域や産業界、関係部 局と連携を図りながら取り組んでいる地元就職に向けた機運の醸成を支 援しています。 今後も地域産業を支え、ふるさと振興に寄与する担い手の育成を進めて いきます。	C (趣旨 同一)

番号	項目	意見	類似意見 件数（件）	検討結果 (県の考え方)	決定への 反映状況
21	第3章 具体的な施策 の内容 2 確かな学力の育成	本県の全国学調中3生の英語・数学の平均点と全国順位がほぼ全国最下位であること等を踏まえた学力に関する重要な現状分析の説明が一言も載せられていない。 教育振興計画には、今現在、岩手県の学力が大きく低迷しているという危機感をもっと踏まえた表現とし、県民にもこの事実を大きな問題であると捉えてもらうべきである。現状が、甘言を弄している状況であるとは、到底言えない現実であり、現状を厳しく捉えたうえで、早急な対策をより具体的な形で盛り込んでもらいたい。	1	1 本県が重要な教育課題にあげている「学力向上」について、現状と課題は諸調査結果とともに掘り下げて各小・中学校等に示し、施策に反映させて取り組んで参ります。	F（その他）
22	第3章 具体的な施策 の内容 2 確かな学力の育成	計画案ではICT・GIGAスクール・DX オンライン学習・デジタルコンテンツの提供等の文字が躍っているが、端末を整備してソフトウェアも活用できる状況であっても、肝心な通信速度について言及がされていない。	1	1 御意見を踏まえ、「第3章 具体的な施策の内容 ②確かな学力の育成」に、児童生徒1人1台端末や大型提示装置の計画的な更新、高速大容量通信に対応したネットワーク環境の充実について記載しました。	A（全部反映）
23	第3章 具体的な施策 の内容 2 確かな学力の育成	少人数教育の推進に係り、「人員の配置」についてご検討願います。	1	1 本県においては、国に先駆けて令和元年に小、中、義務教育学校全ての学年での35人学級を実施しております。さらなる改善には、国の抜本的な定数改善が必要であるため、国に対して、今後も引き続き、新たな教職員定数改善計画の早期策定や加配教員の増員を要望していきます。	C（趣旨同一）

番号	項目	意見	類似意見 件数 (件)	検討結果 (県の考え方)	決定への 反映状況
24	第3章 具体的な施策 の内容 3 豊かな心の育成	自分を大切にすること、相手を大切にすることを学び、すべての人は大切にされる権利があることを学ぶことは必要です。「こどもの権利条約」や「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」で述べられている内容を子どもだけでなく、広くおとなにも知ってもらい、誰もが大切にされる社会をつくっていかねばなりません。具体的な取り組みにぜひ加えるべきだと思います。	1	県教育委員会では、「子どもの権利条約の理解と尊重」を前提として、「人権が尊重される学校・学級づくり」と「人権が尊重される授業づくり」に取り組むよう、人権教育啓発リーフレット等を活用しながら啓発に努めています。各学校が、「子どもの権利条約」の視点を一層重視し、子どもの心情に寄り添いながら学校教育を推進していくよう、人権教育の一層の充実に努めていきます。	C (趣旨 同一)
25	第3章 具体的な施策 の内容 3 豊かな心の育成	人権教育を重視するのであれば、人権を尊重する学校運営を行うべきであり、生徒の心を追い込むような前近代的な行事(応援歌練習)は廃止すべきと考えます。	1	学校行事については、各学校においてその意義や教育的効果等により実施しています。今後も、各高校の応援歌練習について、計画段階から教職員が適切に指導することや、生徒の安全面及び健康面に十分注意することとしていきます。	F (その 他)
26	第3章 具体的な施策 の内容 3 豊かな心の育成	学校司書の配置の拡充、資質の向上、研修機会の提供は当然として、その以前に現行の採用形態を抜本的に改める方策の記述が必要です。	3	学校司書は、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に向けて、重要な役割を担うものであり、県教委としてもその重要性を認識しています。 学校図書館の充実に向けては、司書教諭の資格取得の促進による配置充実に取り組んでいるところであり、学校事務職員や校務補助員が司書教諭等と連携・協力しながら、学校図書館の運営体制の充実に取り組んでいるところです。 なお、県立高等学校では、学校司書の配置が想定されない12学級未満の学校を含む全ての高校において、校務分掌上、学校図書館業務を学校事務職員の役割として明確に位置付けるとともに、障がい者雇用の一環で任用している校務補助員の一部を専ら学校司書として勤務させており、今年度は当該校務補助員を13校に配置しているところです。 今後とも、「学校図書館ガイドライン」の趣旨等を踏まえ、学校図書館の機能充実に取り組んで参ります。	C (趣旨 同一)
27	第3章 具体的な施策 の内容 3 豊かな心の育成	司書教諭の本来業務が発揮できる環境整備(授業時数削減、研修実施など)を整え、学校司書との協力・協働体制の下で学校図書館運営、読書活動推進にあたることの明記が必要と思います。	1	司書教諭の業務は重要と考えており、今後も教員の働き方改革も踏まえ、それぞれの業務を精選するとともに、学校の実情等を考慮し教職員を配置して参ります。	D (参考)
28	第3章 具体的な施策 の内容 3 豊かな心の育成	読書活動推進のためにも、本来あるべき学校図書館の在り方を明示し、学校のみならず、行政や、地域の人々にも学校図書館機能についての理解を得て学校図書館の充実を目指していくべきと思います。	1	御意見を踏まえ、「第3章 具体的な施策の内容 ③豊かな心の育成」学校図書館の機能の充実について記載しました。	A (全部反 映)



番号	項目	意見	類似意見 件数 (件)	検討結果 (県の考え方)	決定への 反映状況
29	第3章 具体的な施策 の内容 3 豊かな心の育成 4 健やかな体の育成	部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行を進めるに当たり、方針、手引きの周知に留まらず、スポーツ・文化芸術団体の育成や人材バンクの整備など、国のガイドラインにおいて県の役割として示された具体的な方策について触れていただきたい。	1	県及び県教育委員会では、県内有識者からの意見を踏まえ、令和6年1月に「岩手県における学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針」を策定したところです。今後は、県による協議会の設置に向けて準備を進めるとともに、県内外で展開されているモデル事業の成果や課題について各市町村への横展開、市町村等からの依頼を受けて担当職員を派遣し説明、広域振興局単位での相談会の開催、スポーツ指導者の人材バンク整備充実等、具体的な取組を展開していきます。	C (趣旨 同一)
30	第3章 具体的な施策 の内容 3 豊かな心の育成 4 健やかな体の育成	人口減少によってスポーツ活動や文化芸術活動への参加の場としての学校部活動を維持するのが難しい状況になりつつあります。この状況を打破するためには、学校単位での登録となる中体連・中文連・高体連・高文連という組織を発展的に解消し、12歳以下の部、15歳以下の部、18歳以下の部という年齢制限を設けた形で、学校以外のスポーツ団体や文化芸術団体も学校部活動と同等の立場で登録される、学校組織を介さない新たな組織を立ち上げるべきだと考えます。まずは、岩手県が全国に先駆けて学校単位にこだわらない形でのスポーツ・文化芸術活動への参加の仕組みを確立することを強く求めます。	1	大会・コンクール等の参加資格については、現在取組を進めている「学校部活動の地域クラブ活動への移行」に関連して、参加資格を学校単位に限定することなく、地域クラブ活動の会員も参加できるよう見直しが進められています。 例えば、日本中学校体育連盟は、令和5年度から地域のスポーツ団体等の活動に参加する中学生の全国中学校体育大会への参加を承認することを決定し、その参加資格の拡大について取り組んでいます。あわせて、県中学校体育連盟においては、令和5年度の岩手県中学校総合体育大会から、地域スポーツ団体等の参加について認めているところであり、その参加を認める条件については、必要に応じて見直しを進めています。県教育委員会としては、関係団体に対する助言等により、これらの取組を促して参ります。 また、「岩手県における学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針」に基づき、地域の事情やニーズに応じた多様な活動ができるよう、学校部活動の適正な運営や地域クラブ活動への円滑な移行に向けて取り組んで参ります。	C (趣旨 同一)
31	第3章 具体的な施策 の内容 4 健やかな体の育成	「部活動における指導方針等について、学校、保護者、外部指導者等の共通理解が図られ、望ましい部活動になるよう、学校への働きかけを行う必要があります」について 「学校への働きかけを行う」主体は、誰になるのか。また、部活動の地域移行の流れの中にあつては、「望ましい部活動」の実施主体は、学校だけでなくではないか。学校・地域スポーツクラブ・外部指導者・保護者等が一体となって「望ましい部活動」を推進することが、今後のあるべき姿であると考えます。	1	県教育委員会では、令和6年1月に策定した「岩手県における学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針」において、校長に対し、「部活動の指導方針(ねらい・指導体制・休養日や活動時間の設定等)について、教職員、部活動指導員、保護者、外部指導者等が共通理解を図る機会の設定」を求めています。 また、現在、取組を進めている公立中学校部活動の地域クラブ活動への移行については、市町村に設置を求めている協議会等において、行政、地域スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者による定期的・恒常的な情報共有・連絡調整を行い、緊密に連携する体制を構築する必要があると考えます。	D (参考)

番号	項目	意見	類似意見 件数 (件)	検討結果 (県の考え方)	決定への 反映状況
32	第3章 具体的な施策の内容 5 共に学び、共に育つ特別支援教育の推進	「就学前」というワードは、「5 共に学び、共に育つ特別支援教育の推進」の中に「①就学前から卒業後までの一貫した支援の充実」として出ていますが、「就学前から一貫した」は特別支援教育だけでなく、すべての子どもたちに必要な視点ではないでしょうか。		1 就学前から一貫した教育を行っていくことについては教育全体において必要な視点であります。特別支援教育においては、特に就学前からの支援体制の構築が重要であることから、このように表記しています。	C (趣旨同一)
33	第3章 具体的な施策の内容 5 共に学び、共に育つ特別支援教育の推進	「個別の指導計画」の注釈で、作成義務が支援学校のみ記載されています。通級指導や特別支援学級も記載が必要ではないでしょうか。		1 御意見を踏まえ、「特別支援学校及び特別支援学級、通級における指導においては全員について作成することとなっているもの」と修正いたしました。	A (全部反映)
34	第3章 具体的な施策の内容 5 共に学び、共に育つ特別支援教育の推進	・進路指導や支援に関し、特別支援学校だけではなく、高校で学ぶ生徒及び担当者への支援が必要です。 ・特別支援学校のセンター的機能については、特別支援コーディネーターは授業も担当しており、外部支援件数の増加による支援記録作成など業務が増大しています。 センター機能は今後も重要な役割であるため、外部支援業務担当者に対するバックアップ、および加配による増員が必要だと考えます。		2 高等学校で学ぶ生徒の進路指導や支援、担当者への支援については、特別支援学校のセンター的機能における随時相談支援を活用した支援を実施していくとともに、各種研修等において、専門性の向上を図っていきたいと考えます。 センター的機能における加配については、現状においても行っております。今後につきましても、いただいたご意見や地域の特別支援教育の現状等を参考にし、総合的な視点で検討していくこととします。	D (参考)
35	第3章 具体的な施策の内容 5 共に学び、共に育つ特別支援教育の推進	・進路指導、支援に関し全ての課程で学ぶ生徒、教員、担当者への手厚い支援が必要です。生徒は多様化し、学び方も多様です。より具体的な支援が必要だと考えます。		1 各校種における指導・支援の充実のためには、幼児児童生徒一人一人の実態や教育的ニーズを的確に把握し、適切な指導と必要な支援を行っていくことが大切であると考えています。 学習指導要領等を踏まえた各校種における特別支援教育の推進、各種研修等における専門性の向上を図って参ります。	D (参考)

番号	項目	意見	類似意見 件数 (件)	検討結果 (県の考え方)	決定への 反映状況
36	第3章 具体的な施策の内容 6 いじめ問題への確かな対応と不登校対策等の推進	県不登校発生数を全国水準との比較で評価しておりますが、本県においても過去ワーストであることの危機感を踏まえた記述が必要ではないでしょうか。	1	御意見を踏まえ、一部修正しました。	B (一部反映)
37	第3章 具体的な施策の内容 6 いじめ問題への確かな対応と不登校対策等の推進	・いじめや不登校、体罰などの問題解決に向けて、子どもも大人も「子どもの人権」について学んだり考えたりする機会を作ったほうが良い。 ・誰もが「子どもの権利条約」について学べる環境をつくって欲しいです ・子どもの最善の利益が保証されるよう、子どもの権利条約の理念を盛り込むべきです。	10	「子どもの権利条約の理解と尊重」を前提として、「人権が尊重される学校・学級づくり」と「人権が尊重される授業づくり」に取り組むよう、人権教育啓発リーフレット等を活用しながら啓発に努めています。各学校が、「子どもの権利条約」の視点を一層重視し、子どもの心情に寄り添いながら学校教育を推進していくよう、人権教育の一層の充実に努めていきます。また、研修や会議など、あらゆる機会を通じて「再発防止岩手モデル」の取組の徹底を図りながら、不適切な指導を許さない職場風土の醸成と教職員一人ひとりが児童生徒の人権を尊重する意識の向上に取り組んでいます。	C (趣旨同一)
38	第3章 具体的な施策の内容 6 いじめ問題への確かな対応と不登校対策等の推進	相談の入り口として、ICTの活用が今後考えられるが、その後の相談体制の充実こそが岩手県として取り組まなければならないことである。その点について、丁寧に言及するべきである。	6	「第3章 具体的な施策の内容 ⑥いじめ問題への確かな対応と不登校対策等の推進」に、教育相談体制の充実に向けた取組についても盛り込んでおります。	C (趣旨同一)
39	第3章 具体的な施策の内容 6 いじめ問題への確かな対応と不登校対策等の推進	スクールソーシャルワーカーなどのスタッフ職も現場では必要としている。増員を要望する。	1	令和5年度、学校に定期的に訪問するスクールカウンセラーの配置率は、中学校、高等学校、特別支援学校では100%、小学校は51%となっておりますが、定期的な訪問のない小学校につきましては、教育事務所に配置しているスクールカウンセラーが計画的に訪問するなど、全ての学校に対応できる体制を整えているところです。 スクールソーシャルワーカーにつきましては、学校からの要望に応じて、学校や家庭を訪問するなど、児童生徒・保護者に対して支援をしています。今後も、教育相談体制の充実のため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の学校を支援する専門職の配置拡充に向けて、国へ予算要望をして参ります。	C (趣旨同一)
40	第3章 具体的な施策の内容 6 いじめ問題への確かな対応と不登校対策等の推進	不登校対策の推進で、校内教育支援センターやICT等について述べられていますが、「人材、人員の配置」について述べることも大切ではないでしょうか。	2	「第3章 具体的な施策の内容 ⑥いじめ問題への確かな対応と不登校対策等の推進」に、校内の空き教室を活用した「校内教育支援センター」の体制整備の支援等について盛り込んでいるところであり、人材、人員の配置も含めた体制整備の支援について国に対して要望して参ります。	C (趣旨同一)

番号	項目	意見	類似意見 件数（件）	検討結果 （県の考え方）	決定への 反映状況
41	第3章 具体的な施策の内容 6 いじめ問題への確かな対応と不登校対策等の推進	いかなるツールを使おうとも、最終的には「人と人」との関係性の中でコミュニケーションをとり信頼関係を深めながら、徐々に状況の改善を図るべきものである。しかしながら、肝心の学校体制における「人材不足」が全く改善されていない。現状を踏まえ、早急な対応を取るべきである。		1 教員不足について課題と捉えており、「第3章 具体的な施策の内容 ⑦ 学びの基盤づくり」に、教職の魅力ややりがいについての情報発信、教員が意欲をもって働き続けることができる持続可能な勤務環境の整備について盛り込んでいます。	C（趣旨 同一）

番号	項目	意見	類似意見 件数 (件)	検討結果 (県の考え方)	決定への 反映状況
42	第3章 具体的な施策 の内容 7 学びの基盤づくり	「7 学びの基盤づくり」の中に、「コミュニティ・スクール」は入れなくてもよいか。		1 「第3章 具体的な施策の内容 ⑦学びの基盤づくり」に、学校運営にコミュニティ・スクールの仕組みを活用することを盛り込んでしています。	C (趣旨 同一)
43	第3章 具体的な施策 の内容 7 学びの基盤づくり	「様々な理由で義務教育を修了していない者等の学び直しに対する潜在的なニーズの把握に努めます。」としておりますが、夜間中学または夜間学級開設など学びの場の設置について、県の方向性を示すべきと考えます。 ① 多様なニーズの把握として、調査を行うのか。計画をご教示ください。 また、定期的を実施するものか、ニーズ把握の方針をご教示ください。 ② 市町村教育委員会との協議会の設置など検討しているかご教示ください。		1 県教育委員会では、平成28年度に「岩手県中学校夜間学級の設置に関する検討委員会」を設置し、本県における中学校夜間学級の設置に関する検討を行いました。検討の結果、早急に中学校夜間学級を設置する状況ではないということが確認されましたが、「次年度以降も定期的な調査を実施しながら中学校夜間学級について周知を図り、一定のニーズが確認されたところで改めて設置の在り方について検討することとする」と、報告書にもまとめられました。 報告書を受けて、県では毎年ニーズ調査を行っており、今後も引き続き県内の中学校夜間学級の在り方を関係機関と検討するための参考資料として、調査方法に改善を加えながら調査を実施し、潜在的なニーズを丁寧に把握して参ります。 また、市町村教育委員会との協議会の設置などについては、今後のニーズ調査の結果等を踏まえながら検討して参ります。	F (その他)
44	第3章 具体的な施策 の内容 7 学びの基盤づくり	教育支援センターがない自治体にとっては民間団体がセンターの機能を果たしていること、また、民間団体の利用者は複数市町村にまたがっていることなどから、教育支援センター設置に向けた支援と併せて、フリースクール等やその利用者への支援についてもご検討いただきたいと思います。		1 県教育委員会では、令和3年度に、フリースクール等民間団体との情報共有の場として岩手県不登校児童生徒支援連絡会議を設置し、これまで、不登校児童生徒に対する多様な教育機会の確保に向けて、不登校児童生徒への支援や学校との連携の在り方、ICT等を活用した学習支援の取組等について議論を行ってきたところです。 フリースクール等民間団体やその利用者への支援の在り方については、連絡会議を通じて要望等を確認するとともに、引き続き国や他県の動向など様々な情報を収集して参ります。	D (参考)
45	第3章 具体的な施策 の内容 7 学びの基盤づくり	現在活動している民間団体との連携は不十分であり、力を入れて取り組むべきである。市町村によっては限られた施設に行っている場合しか「出席扱い」にならず、不登校児童生徒が「自分の居場所」としてその場に行き、学習したり他の利用者や支援者と交流したりしていても「出席扱い」にならないことが多い。 学校が一人ひとりの児童生徒にとって、安心して過ごせる場、自分の人権が守られる場にする取り組みと共に、不登校という形で自分を守る選択をしている児童生徒の居場所が認められるよう取り組んでいくべきである。		1 県教育委員会では、令和3年度に、フリースクール等民間団体との情報共有の場として岩手県不登校児童生徒支援連絡会議を設置し、これまで、不登校児童生徒に対する多様な教育機会の確保に向けて、不登校児童生徒への支援や学校との連携の在り方、ICT等を活用した学習支援の取組等について議論を行ってきたところです。 不登校児童生徒の学びの場の確保と同様に居場所づくりについても大切な支援であると認識しており、学校、家庭、教育委員会、教育支援センター、民間団体等の関係機関が連携を図る必要性が高まっており、連携強化に向けて取り組んで参ります。 また、体験活動を取り入れるなど、活動を工夫することで、児童生徒の居場所づくりに取り組んでいる民間団体があることも承知しております。「出席扱い」については、いくつかの要件があることから、学校や教育委員会、民間団体等で連携を図りながら児童生徒の実態に応じた支援ができるよう、今後も連携を図って参ります。	D (参考)

番号	項目	意見	類似意見 件数 (件)	検討結果 (県の考え方)	決定への 反映状況
46	第3章 具体的な施策の内容 7 学びの基盤づくり	教職の専門性の向上に係り、総合教育センターの研修の充実や教育関係団体との連携強化等も記載願えないでしょうか。		1 「第3章 具体的な施策の内容 ⑦学びの基盤づくり」に、総合教育センターにおける多様な研修による教員の支援や、研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励など教員の資質向上に資する取組の充実について盛り込みました。	B (一部反映)
47	第3章 具体的な施策の内容 7 学びの基盤づくり	部活動場面に限定されていない「学びの基盤づくり」の方は、(幼稚園・小学校の教育も念頭に置いたとき)「暴力・暴言・セクシャル・ハラスメント」を含めた、もっと広い「不適切な関わり方(マルトリートメント)」を学校・教室からなくしていかなければならない、という視点に立った書きぶりになっていいのではないかと。		1 御意見を踏まえ、「暴力や暴言及びセクシュアル・ハラスメント等の不適切な指導」と変更いたします。曖昧な表現は避けたいことから「不適切な指導」あるいは「不適切な関わり方」だけの表記はいたしません。なお、「暴力や暴言及びセクシュアル・ハラスメント等の不適切な指導」には、ご指摘の通りの「児童生徒の心を知らず知らずのうちに傷つけているような適切ではない指導」、「児童生徒を追い詰めるような不適切な関わり方」も含まれています。	A (全部反映)
48	第3章 具体的な施策の内容 7 学びの基盤づくり	「7 学びの基盤づくり」の中に、切実な県教育の課題である「教育課題に応じた適切な人員配置」といった内容を入れていただけませんか。		2 今後も教育課題に応じて、加配等により適切な人員配置に取り組んでいきます。	C (趣旨同一)
49	第3章 具体的な施策の内容 7 学びの基盤づくり	「働き方改革」の前提として「定数に応じた教職員の確保や課題に応じた教職員の配置により、児童生徒への適切できめ細かな指導・支援の充実が図られています。」といった内容が必要ではないでしょうか。		1 今後も教育課題に応じて、加配等により適切な人員配置に取り組んでいきます。	C (趣旨同一)
50	第3章 具体的な施策の内容 7 学びの基盤づくり	教員不足が現在とても大きな課題であるのとらえます。そのことに係る現状認識をより具体的に示してはいかがでしょうか。危機感の共有が必要です。		1 教員不足について課題と捉えており、「第3章 具体的な施策の内容 ⑦学びの基盤づくり」に、教職の魅力ややりがいについての情報発信、教員が意欲をもって働き続けることができる持続可能な勤務環境の整備について盛り込んでいます。	C (趣旨同一)
51	第3章 具体的な施策の内容 7 学びの基盤づくり	「タイムカード」以外にもICカードなど客観的な把握方法があるので、表現を工夫していただければと思います。		1 御意見を踏まえ、「タイムカード等」と修正しました。	B (一部反映)
52	第3章 具体的な施策の内容 7 学びの基盤づくり	教職の魅力発信にかかると働き方改革を社会全体や保護者に強くアピールするなど、具体的な取組の実施や記載をご検討いただきたいと思います。		1 「第3章 具体的な施策の内容 ⑦学びの基盤づくり」に、教職の魅力ややりがいについての情報発信について盛り込んでいます。また、働き方改革に係る具体的な取組については、次期「岩手県教職員働き方改革プラン」において記載する予定です。	C (趣旨同一)

番号	項目	意見	類似意見 件数（件）	検討結果 （県の考え方）	決定への 反映状況
53	第3章 具体的な施策 の内容 9 学校と家庭・地域との 協働の推進	「地域とともにある学校づくり」と「学校を核として地域づくり」の両面から子供たちの学び等を支えるためには、学校と地域と家庭が情報を共有し同じ意識をもつことが重要と考えます。そのことから、本素案に記載されているとおり、意識醸成のために地域と学校が連携・協働した活動への参加促進の一層の拡充とコーディネートする人材の発掘を含む支援を図っていく必要と考えます。	1	コミュニティ・スクールとの連携により、教育振興運動や地域学校協働活動の充実等に取り組むことと記載しており、コーディネート人材の配置に係る支援や関係者を対象とした研修会の実施等に努めて参ります。	C（趣旨 同一）

番号	項目	意見	類似意見 件数 (件)	検討結果 (県の考え方)	決定への 反映状況
54	第3章 具体的な施策 の内容 11 生涯にわたり学び続 ける環境づくり	様々な理由により、小中学校に行くことができなかつたり、高等学校を卒業することができなかつたりした方に対する方向性が示されていることはとても大切なことだと思います。学び直しの機会が充実し、そのことが県と市町村を含めた岩手の学び直しの仕組みとして具体的に構築されることを期待します。	1	いつでも・どこでも・だれでも学ぶことができるような生涯学習社会の実現のため、引き続き多様な学習機会の充実に向け、取組を推進して参ります。 なお、「第3章 具体的な施策の内容 ⑪生涯にわたり学び続ける環境づくり」に、不登校児童生徒の多様な学びの場の確保に向けた検討、高校中途退学等の対応に係る関係機関との連携、義務教育を修了していない者等の学び直しに対する潜在的なニーズの把握について盛り込んでいます。 また、経済的支援として、「岩手県公立高等学校学び直し支援金制度」により、保護者等の所得が一定の額未満の生徒を対象に授業料を支援しています。	C (趣旨 同一)
55	第3章 具体的な施策 の内容 11 生涯にわたり学び続 ける環境づくり	県民が安全安心な環境の下で、学んだり、体験したりすることのできるよう、青少年教育施設や図書館の老朽化対策の検討を基にした推進を期待します。	1	岩手県教育委員会では、令和3年3月に岩手県社会教育施設等個別施設計画(2020~2059年度)を策定し、中長期的な計画を踏まえながら、施設の老朽化対策を推進しています。今後も施設の状況を踏まえ、優先度、緊急度を判断しながら対応について検討して参ります。	C (趣旨 同一)
56	第3章 具体的な施策 の内容 11 生涯にわたり学び続 ける環境づくり	岩手の歴史と文化について、過去と現在をつなぎ未来に引き継ぐ研究教育機関として十分な機能を果たすことができるよう博物館や美術館について老朽化対策の検討を基にした推進を期待します。	1	岩手県教育委員会では、令和3年3月に岩手県社会教育施設等個別施設計画(2020~2059年度)を策定し、中長期的な計画を踏まえながら、施設の老朽化対策を推進しています。今後も施設の状況を踏まえ、優先度、緊急度を判断しながら対応について検討して参ります。	C (趣旨 同一)
57	第3章 具体的な施策 の内容 11 生涯にわたり学び続 ける環境づくり	多様な学習機会を充実する手段として本素案に記載されている、ICTの活用やオンライン学習等への取り組みについて推進する必要があると考えます。	1	「第3章 具体的な施策の内容 ⑪生涯にわたり学び続ける環境づくり」に、「ICT等を活用した多様な学習情報及び学習情報の提供の充実」について記載していることから、講座の開催について、施設のホームページにて情報発信を行い、より多くの県民に学びの機会を提供することができるように努めて参ります。	C (趣旨 同一)
58	第3章 具体的な施策 の内容 11 生涯にわたり学び続 ける環境づくり	自然、文化、歴史等の資源を学ぶ講座の開催に合わせて、情報発信についても推進すると効果も高まると考えます。	1	「第3章 具体的な施策の内容 ⑪生涯にわたり学び続ける環境づくり」に、「ICT等を活用した多様な学習情報及び学習情報の提供の充実」について記載していることから、講座の開催について、施設のホームページにて情報発信を行い、より多くの県民に学びの機会を提供することができるように努めて参ります。	C (趣旨 同一)
59	第3章 具体的な施策 の内容 11 生涯にわたり学び続 ける環境づくり	コーディネートする人材の発掘を含む支援とも整合性を図りながら、事業を推進することが効果を高めることになると考えます。	1	「第3章 具体的な施策の内容 ⑪生涯にわたり学び続ける環境づくり」に、コミュニティ・スクールの導入・充実と教育振興運動や地域学校協働活動への参加促進に取り組むことと記載しています。 県民一人ひとりが学んだ成果を地域課題の解決等に役立てるなど、学びと活動の循環による地域の活性化を推進して参ります。	C (趣旨 同一)
60	第3章 具体的な施策 の内容 11 生涯にわたり学び続 ける環境づくり	多様なニーズに対応したICT環境の整備を進めることと支援する人材の育成が重要となると考えます。	1	社会教育の中核を担う人材の育成が重要であり、引き続き人材の育成について取り組んでいきたいと考えます。	C (趣旨 同一)



番号	項目	意見	類似意見 件数 (件)	検討結果 (県の考え方)	決定への 反映状況
61	その他(文言修正等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文章が長い箇所、曖昧な箇所がある。</li> <li>・表現の整合性を図る必要がある箇所がある。</li> <li>・表現を精査する必要がある箇所がある。</li> </ul>	35	<p>御意見を踏まえ、修正が必要なものは修正しました。 一部の標記については、「いわて県民計画(2019~2028)」をはじめとした諸計画等の表記と合わせています。 なお、国の事業名称等についてはそのまま使用することとしています。 (例: 1人1台端末、放課後子供教室)</p>	F(その他)

※令和6年1月19日時点

令和6年度当初予算等を踏まえ、区分等を変更する場合があります。